

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項の規定に基づき、令和二年七月二十一日付けをもって、千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を次のとおり指定したので、同条第六項の規定に基づき、公告する。

令和二年七月二十一日

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の名称

千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域のうち、港湾区域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域をいう。）以外の海域

(1) 北緯三五度四二分三九秒東経一四〇度五〇分一〇秒の地点

(2) 北緯三五度四一分一五秒東経一四〇度四六分一三秒の地点

(3) 北緯三五度三九分四一秒東経一四〇度四七分三六秒の地点

- (6) (5) (4)
- 北緯三五度三九分三〇秒東經一四〇度四六分三六秒の地点
北緯三五度三六分四三秒東經一四〇度四七分四二秒の地点
北緯三五度三八分一秒東經一四〇度五〇分一秒の地点

平面図

